

身体的拘束最小化に関する取り組みについて

I. 身体的拘束最小化に関する基本方針

○ 身体的拘束は、療養者の生活の自由を制限することであり、療養者の尊厳ある生活を阻むものです。長岡保養園と介護医療院長岡保養園すま居る（以下「当院」という。）では、療養者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的、精神的弊害を理解し、身体的拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束をしないケアの実施に努めます。

II. やむを得ず実施する場合の判断基準

○ 本人又は他の療養者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、職員個々の判断ではなく、医師、看護師等、当該療養者に関わる複数の職員で検討を行い、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合に、本人や家族へ説明し、同意を得て行います。また、身体的拘束を行った場合は、医師をはじめ看護・介護職員、リハビリ職員等の多職種により十分な観察を行うとともに、その行うケアの質の評価及び経過の記録を行い、できるだけ早期に身体的拘束を解除すべく努力します。詳細な手順は別に定めるマニュアルに則ります。

○ 「身体的拘束最小化チーム」が定期的に院内の巡回を行い、状況を確認し早期解除に向けた取り組みを組織的に行ってまいります。

III. 情報提供に関する事項

○ 身体拘束の実施状況については、院内の掲示、当院のホームページで確認ができます。

令和8年7月
長 岡 保 養 園
介護医療院長岡保養園すま居る
院 長 荒川 太郎
看護部 岩坂 綾子